

平成 27 年鈴鹿市監査公表第 10 号

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく請求に係る監査の結果を，同条第 4 項の規定により公表します。

平成 27 年 8 月 28 日

鈴鹿市監査委員	伊 藤 宗 宏
鈴鹿市監査委員	前 田 久 美 子
鈴鹿市監査委員	藤 浪 清 司

※ 公表書は市政情報課にて閲覧できます。

第1 請求の受付

1 請求人

住 所 省略

氏 名 省略

請求人代理人 弁護士

住 所 省略

氏 名 省略

2 請求書の提出

平成 27 年 7 月 21 日

3 請求の内容

(1) 請求要旨

ア 国有財産譲与契約書添付の国有財産一覧表に表示される国有財産特定番号：図面番号 12-510-10-02 整理番号 12 の河川中，鈴鹿市東玉垣町字丸田 1272 番地 2，同 1217 番地，同 1210 番地 1 に接する河川部分（以下「本件水路」という。）は，鈴鹿市（以下「市」という。）が，国から国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）第 5 条第 1 項第 5 号の規定に基づいて，譲与を受けた法定外公共物である。すなわち，市が，当該譲与後の本件水路について，引き続き「公物（水路）」としての機能維持・向上を目的とした管理を継続すべき責任を負うべきことは当然である。

イ 本件水路が国から市に譲与された後，本件水路に隣接する各土地を所有する……（以下「X氏」という。）が，市の占用許可も受けずして，本件水路を一方的に壊して，同人所有の田に取り込み，不法占拠を開始した。

ウ 鈴鹿市法定外公共物管理条例（平成 18 年鈴鹿市条例第 33 号。以下「管理条例」という。）が禁止する法定外公共物の損壊（管理条例第 3 条第 1 号）を放置するといった違法なものであり，市としては，管理条例に基づいて，本件水路を滅失させたX氏に対し，原状回復を求めるとともに，当該滅失させたことによる損害（原状回復費及び占用料相当の損害金）の賠償を請求すべきである。（管理条例第 9 条，同第 14 条）

エ 鈴鹿市産業振興部耕地課，同市土木部河川雨水対策課及び同部土木総務課の関係者は，管理条例上の管理責任に基づく職務を懈怠して，本件水路部分の土地のX氏による独占的な不法占有を容認・放置し，X氏に対し，何らの損害賠償請求もしていない。

(2) 措置請求

本件水路の管理を怠る事実を改め，その職務懈怠により市が被った損害を補填するため必要な措置を講ずることを求めるものである。

第2 本件請求の取扱い

1 請求の受理

本件請求については、先に異なる住民から同趣旨の住民監査請求（以下「先の請求」という。）がなされており、同一の財産の管理を怠る事実を監査対象としたものと認められることから、先の請求と同様に地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

2 監査結果の取扱い

住民監査請求は、同一事件について二個以上請求がなされた場合でも、「請求者が異なる以上「一事不再議」の原則を援用することはできないが、すでに行った監査の結果に基づいて、請求に係る事実がないと認められるときは、その旨請求者に通知すれば足りる。（昭和34年3月19日行政実例）」とされている。

したがって、本請求については、改めて監査を実施するまでもなく、先の請求に係る監査結果である別添平成27年3月23日付け鈴監第220-12号「住民監査請求に基づく監査結果について（通知）」の写しをもって監査の結果とする。

第1 請求の受付

1 請求人

住 所 省略

氏 名 省略

住 所 省略

氏 名 省略

請求人代理人 弁護士

住 所 省略

氏 名 省略

2 請求書の提出

平成 27 年 2 月 3 日

3 請求の内容

鈴鹿市職員措置請求書及び請求人の陳述内容から、請求の要旨を次のように解した。

(1) 請求要旨

ア 国有財産譲与契約書添付の国有財産一覧表に表示される国有財産特定番号：図面番号 12-510-10-02 整理番号 12 の河川中，鈴鹿市東玉垣町字丸田 1272 番地 2，同 1217 番地，同 1210 番地 1 に接する河川部分（以下「本件水路」という。）は，鈴鹿市（以下「市」という。）が，国から国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）第 5 条第 1 項第 5 号の規定に基づいて，譲与を受けた法定外公共物である。すなわち，市が，当該譲与後の本件水路について，引き続き「公物（水路）」としての機能維持・向上を目的とした管理を継続すべき責任を負うべきことは当然である。

イ 本件水路が国から市に譲与された後，本件水路に隣接する各土地を所有する……（以下「X氏」という。）が，市の占用許可も受けずして，本件水路を一方的に壊して，同人所有の田に取り込み，不法占拠を開始した。

ウ 鈴鹿市法定外公共物管理条例（平成 18 年鈴鹿市条例第 33 号。以下「管理条例」という。）が禁止する法定外公共物の損壊（管理条例第 3 条第 1 号）を放置するといった違法なものであり，市としては，管理条例に基づいて，本件水路を滅失させた X 氏に対し，原状回復を求めるとともに，当該滅失させたことによる損害（原状回復費及び占用料相当の損害金）の賠償を請求すべきである。（管理条例第 9 条，同第 14 条）

エ 鈴鹿市産業振興部耕地課，同市土木部河川雨水対策課及び同部土木総務課の関係者は，管理条例上の管理責任に基づく職務を懈怠して，本件水路部分の土地の X 氏による独占的な不法占有を容認・放置し，X 氏に対し，何らの損害賠償請求もしていない。

(2) 措置請求

本件水路の管理を怠る事実を改め、その職務懈怠により市が被った損害を補填するため必要な措置を講ずることを求めるものである。

4 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の所定の要件を備えているものと認めて受理した。

5 請求の証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 27 年 2 月 25 日に請求人の陳述の機会を設けた。請求人代理人及び請求人は、請求内容の補足陳述を行い、意見陳述書及びその資料とともに、追加証拠として甲第 8 号証を提出した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

請求人から「本件水路部分の土地の不法占有を容認・放置し、何らの損害賠償請求もしていない。」との主張があった。このことから、「財産の管理を怠る事実の有無について」を監査対象とした。

2 監査対象部課

産業振興部耕地課、土木部河川雨水対策課及び同部土木総務課

3 関係職員の陳述聴取等

(1) 耕地課及び土木総務課から関係資料の提出を得たほか、平成 27 年 2 月 25 日に同課職員等関係職員から陳述聴取を行った。

(2) 関係部課の説明要旨等

ア 所轄内容について

耕地課・・・・・・・・農業用水路の機能管理

(日常の維持管理は農業者が行っている)

河川雨水対策課・・農業施設を除く排水路の管理

土木総務課・・・・・・・・財産の管理

イ 本件水路の譲与について

平成 17 年 3 月 31 日に一斉譲与を受けた法定外公共物の河川であり、その譲与処理については、大蔵省理財局長からの「法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて（平成 11 年蔵理第 2592 号通知）」のとおり、速やかに手続を完了するため、市が行う譲与財産の特定方法は、市の事務負担の軽減と時間の短縮を図る観点から極力簡便化することとされており、譲与の申請に際して測量図、求積図等の添付は不要とされたので、本件水路を含め大部分において現地調査は行っていない。

譲与時の本件水路の形状は、これらのことから不明であるが、公図によりその起終点が明示されているので譲与を受けている。

ウ 本件水路の管理について

国有財産特定番号:図面番号 12-510-10-02 整理番号 12 の河川は、流末が民地内で途切れていることから農業用のかんがい用水路と認識しており、その管理は形状の有無にかかわらず、他の法定外公共物の農業用水路と同様に日常管理は農業者をお願いしている。

エ 占拠・占用されているとした主張に対して

占用とは工作物、物件または施設を設け、排他的継続的に使用することをいう。X氏自身、市有地の存在を認識しており、一年中作物を作っているわけではなく、また、水路形状が無くても水流を阻害しているとはいえないことから占用にあたらないと認識している。

オ 法定外公共物が不法に占有された場合の対応について

国土交通省が示す手引等を参考に対応している。実際には、現地を確認し不法に占有していれば口頭で、正規の手続あるいは除却の指導を行なう。また、その機能がない場合は、周辺関係者の同意を条件に払い下げも検討する。

カ 損害の発生について

水路敷上に工作物等があるわけではないので、占用にはあたらない。

(3) 事実関係の確認

監査対象事項に関し、次のような事実関係を認めた。

ア 国有財産譲与時の本件水路の状況

平成 17 年 3 月 31 日付けで国有財産譲与契約書により本件水路は市へ譲与されている。

平成 14 年 10 月 10 日の市道東玉垣 278 号線の道路改良工事のための官民境界査定(注 1)で、水路の構造物や形状はなかったが、境界確定書及び用地確定図で三重県と X 氏の官民境界は合意の上成立している。

また、請求人陳述後に現地を確認したところ、前述の官民境界査定時の三重県の報告書(注 2)にある当時の現況写真と現状が同じであった。

(注 1)文書件名「官民境界査定事業」：平成 14 年度鈴土第 17-152 号

(注 2)文書件名「道路境界査定報告書」：平成 16 年度県査定資料 No.78

イ 本件水路の管理状況

市の保存文書(注 3)から、平成 25 年 12 月 11 日、平成 26 年 4 月 8 日、平成 26 年 4 月 24 日に市が X 氏に対して「市有地については、田として個人使用をしないように指導した。」とする指導記録を確認した。

(注 3) 文書件名「東玉垣町地内指導について」：平成 25 年度鈴土第 2464 号、平成 26 年度鈴土第 503 号

第3 監査の結果

1 判断

本件請求について、監査対象部課の説明及び事実関係の確認の結果に基づき、次のように判断する。

(1) 請求要旨アについて

公有財産の管理は、「財産管理」と「公物管理」の側面を有しており、前者が財産的価値を維持・保全するための管理であるのに対して、後者は特定の有体物（道路、河川等）を一定の行政目的を実現するために支障のない状態に維持する管理とされ「機能管理」に位置づけられる。

住民監査請求における財産の管理は、財務会計上の行為である「財産管理」に限られ、「公物管理」は含まれないと解されることから、水路の機能・維持管理である「機能管理」の問題は、住民監査請求の対象とはならないと判断した。

(2) 請求要旨イについて

本件水路は、市に譲与された時点も現在の状況と同じであったことが推測できる。このことから、市に譲与された後、本件水路を壊し不法占拠を開始したとする主張には理由がない。

(3) 請求要旨ウ及びエについて

「原状回復の要請」については、前述のとおり原状は維持されているのでその主張には理由がない。

また、境界確定書で本件水路については三重県とX氏の官民境界は合意の上成立し、X氏も市有地の存在を認識していることや、水路敷上に工作物等は設置されているわけではないので占用にはあたらないことから、「不法占有」とまでは言えない。

なお、本件水路の管理を怠る事実とする「容認・放置し」については、X氏に対して指導をしているので、その主張には理由がない。

2 結論

以上のことから、市が「財産の管理を怠っている。」とまでは言えないので、請求を棄却する。

附言

法定外公共物である道路や水路は、その数の多さや境界確定等種々の問題があり、その管理の難しさについては理解できるところであるが、市の財産である以上、適正な管理が求められる。

市においては、法定外公共物を、行政財産として管理条例に基づいた適正な保全及び利用を図られるよう要望する。